

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年4月1日

|          |       |
|----------|-------|
| 茅ヶ崎市監査委員 | 成田 博隆 |
| 同        | 鈴木 善治 |
| 同        | 伊藤 素明 |

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 出資団体

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

(2) 公の施設の指定管理者

障害児通所施設

指定管理者 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和5年度に執行した出資団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和7年3月28日（金）

6 監査等の結果

出資団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

(1) 出資団体

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

所管課 福祉部障がい福祉課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

出資団体 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

指摘事項

＜非常勤職員の通勤手当＞

非常勤職員の通勤手当について、計算誤りによる過少払いが1件ありました。

(2) 公の施設の指定管理者

障害児通所施設

所管課 福祉部障がい福祉課

指摘事項

＜指定管理料＞

茅ヶ崎市障害児通所施設の指定管理料について、茅ヶ崎市障害児通所施設の管理運営に関する年度協定書第3条では、支払年月を令和5年4月と規定していますが、期限内に指定管理料が支払われていませんでした。

指定管理者 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

8 意見・要望

福祉部障がい福祉課

出資団体の出納その他の事務について監査した限りにおいては、関係法令、法人の定款及び規程に適合し、おおむね適正に執行されているものと認められました。

しかし、一部の事務においては、過去の法改正や制度改正等に対応する規程の改正が行われていない状態で執行され、業務の実態と合致していないものが見受けられました。

規程の改正が不十分な状態で事務を執行することは、職員の解釈、認識の違いによる誤った事務執行が発生するリスクにつながります。団体の設立目的や事業を主に所管する担当課として、適切な支援を行ってください。